

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価の報告）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：健康部保健予防課）

## 事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行（特定個人情報保護評価の報告）
担当課	保健予防課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下、「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、予防接種事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに保健情報システム（予防接種）を標準化へ対応することが求められている。</p> <p>標準準拠システムの利用においては、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要がある。保健情報システム（予防接種事務）については、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うことから、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>※電算処理、当該システムのサービス提供にかかる業務委託における個人情報の適正な取扱いについては、別途個人情報保護管理運営会議に報告する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>※特定個人情報保護評価書については、資料4 5-1 及び資料4 5-2 のとおり</p>

**件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：  
予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価の報告）**

保有課（担当課）	保健予防課
登録業務の名称	保健情報システム（予防接種）
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか）	1 個人の範囲 予防接種事業対象者 2 記録項目 接種情報等（詳細は、資料45-3のとおり） 3 記録するコンピュータ 保健情報システム（予防接種）※ガバメントクラウド上に構築
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	予防接種業務を継続して行うために、標準準拠システムに基づく新たな保健情報システムをガバメントクラウド上に構築し、既存保健情報システムからのデータ移行を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別途、新宿区個人情報保護管理運営会議において報告予定
新規開発・追加・変更の時期	令和6年5月～令和6年12月（予定） 移行期間 令和7年1月から（予定） 本稼働  ※特定個人情報保護評価（全項目評価）のスケジュールは以下のとおり 令和5年10月下旬 パブリック・コメント開始 令和5年11月下旬 パブリック・コメント終了 令和5年12月頃 第三者点検（専門性を有する外部の第三者による点検） 令和6年3月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表